

## 別表 1

## ユーイック(株)都市居住評価センター試験手数料

平成 27 年 6 月 1 日改定

## 1. 特別評価方法認定に係る手数料

表 1

(単位:円/申請 1 件、税抜価格)

認定の区分		(A:床面積の合計)	手数料
特別の建築材料に応じて評価する方法の認定			320,000
特別の構造方法に応じて評価する方法の認定	構造の安定に関する性能表示事項として国土交通大臣が定めるものに係る認定	$A \leq 500 \text{ m}^2$	420,000
		$500 \text{ m}^2 < A \leq 3,000 \text{ m}^2$	630,000
		$3,000 \text{ m}^2 < A \leq 10,000 \text{ m}^2$	930,000
	上に掲げる認定以外のもの		1,190,000
特別の試験方法に応じて評価する方法の認定			500,000
特別の計算方法に応じて評価する方法の認定			500,000

2. 次の各号に掲げる場合の手数は、前項 1 の規定に係らず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とします。

(1) 建築基準法第 68 条の 25 第 1 項の構造方法等の認定その他建築材料又は建築物に係る構造方法、試験方法若しくは計算方法に関する認定、評定又はこれらに類するもので国土交通大臣が認めるもの（次号において「技術的認定等」という。）を受けた特別評価方法（建築材料又は構造方法に係るものに限る。）について認定を受けようとする場合（に）：表 2

(2) 技術的認定等を受けた特別評価方法（試験方法又は計算方法に係るものに限る。）について認定を受けようとする場合：表 3

表 2（建築材料又は構造方法に係るもの）

(単位:円/申請 1 件、税抜価格)

認定の区分		(A:床面積の合計)	手数料
特別の建築材料に応じて評価する方法の認定			180,000
特別の構造方法に応じて評価する方法の認定	構造の安定に関する性能表示事項として国土交通大臣が定めるものに係る認定	$A \leq 500 \text{ m}^2$	235,000
		$500 \text{ m}^2 < A \leq 3,000 \text{ m}^2$	350,000
		$3,000 \text{ m}^2 < A \leq 10,000 \text{ m}^2$	510,000
	上に掲げる認定以外のもの		650,000
上に掲げる認定以外のもの			225,000

(注) 表 2 に示す手数料は、原則として、法第 68 条の 25 第 1 項に係る評価を他の評価機関で受けた場合も同様とする。(に)

表 3（試験方法又は計算方法に係るもの）

(単位:円/申請 1 件、税抜価格)

認定の区分	手数料
特別の試験方法に応じて評価する方法の認定	350,000
特別の計算方法に応じて評価する方法の認定	350,000

(注) 表 3 に示す手数料は、原則として、法第 68 条の 25 第 1 項に係る評価を他の評価機関で受けた場合も同様とする。(に)

(3) 一の申請において、表 1 の認定の区分欄に掲げる 2 以上の認定の区分について認定を受けようとする場合：該当する認定区分の組合せにより手数料は異なりますので、性能評価・試験事業部までご相談ください。

※表 1、表 2 及び表 3 に示す手数料は、税抜価格となっております。消費税は、証明書の交付日時点の消費税率が適用されます。